

議 第 9 号

企業・団体献金の全面的な禁止を求める  
意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
総 務 大 臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

政治家又は政党を含む政治団体に対し、政治活動に関する寄附として資金を提供する行為である政治献金のうち、企業・団体献金を巡っては、政治家と特定の企業・団体との癒着防止等を目的に、過去の政治資金規正法の改正において政治家個人に加え、政治家の資金管理団体に対する献金が禁止されてきた。

しかしながら、今もなお、政党及び政党への資金援助を目的とする政治資金団体に対する企業・団体献金は禁止されていない。また、政治資金パーティーにおけるパーティー券収入についても、名目上はパーティー参加の対価であるものの、パーティー券を寄附と同じ趣旨で購入する企業・団体も多く、事実上の企業・団体献金になっているとの指摘もある。

政党に対しては、その活動資金に充てるため、税金を原資とする政党交付金を交付する制度があるにもかかわらず、企業・団体献金が認められていることは国民の理解を得難く、また、政治家が資金力のある企業・団体等の意向に配慮し、政策決定が歪められるおそれがあることから、一刻も早い制度の見直しが求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国民の政治に対する信頼を確保するため、企業・団体による政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーにおけるパーティー券の購入を禁ずることを内容とする政治資金規正法の改正により、企業・団体献金を全面的に禁止するよう強く要請する。